

平成27年12月24日

報道関係者各位  
プレスリリース

ドローン検定協会株式会社  
佐賀県鳥栖市本町2丁目1413-2

## ドローン検定協会が 無人航空機記念日（ドローンの日）を制定

この度、ドローン検定協会株式会社（本社：佐賀県鳥栖市 以下、ドローン検定協会）は、「航空法の一部を改正する法律」が施行されたことを記念して、毎年12月10日を「無人航空機記念日」（通称：ドローンの日）と制定しましたのでここにお知らせします。

### 記

#### ・ドローンに関する法律

急速なドローン普及により各地で事故が相次いだため、国も安全なドローン普及を目指し、平成27年9月11日に「航空法の一部を改正する法律」が閣議決定され、同年12月10日に施行されました。これまで、ドローンは、航空法で航空障害物（凧やラジコン飛行機など）の一つとして取り扱われていました。空港周辺における飛行制限や飛行させる高度に関する制限は定められていましたが、これは、ドローンに限られた取り決めではなく、航空障害物全般に対して適応されているものでした。12月10日施行された改正航空法では、新たにドローンを「無人航空機」と定義し、飛行できる空域や飛行方法について具体的なルールが定められました。

#### ・ドローンが法律に明記された日

ドローン検定協会は、航空法によって「無人航空機」が明記された12月10日を、ドローンの普及に対して重要な日付であると捉え、同日を「無人航空機記念日」と制定します。この記念日がより多くの方に親しみを持ってもらいたいことから、通称として「ドローンの日」と称することも決めました。

#### ・記念日でドローン普及に貢献

ドローン検定協会では、毎年12月10日（又はその前後）にドローンの活用・普及・発展を図り各種イベントを実施する予定です。

以上

本件に関するお問い合わせ先：

ドローン検定協会株式会社  
佐賀県鳥栖市本町2丁目1413-2  
担当：山下 田中